

第13次鳥獣保護管理事業計画

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで 5年間

(令和7年 月 日変更)

青 森 県

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 第一 計画の期間 | 1 |
| 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項 | 1 |
| 1 鳥獣保護区の指定 | 1 |
| (1) 方針 | 1 |
| (2) 鳥獣保護区の指定等計画 | 3 |
| 2 特別保護地区の指定 | 5 |
| (1) 方針 | 5 |
| (2) 特別保護地区指定計画 | 6 |
| 3 休獵区の指定 | 7 |
| 4 鳥獣保護区の整備等 | 7 |
| 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 7 |
| 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 7 |
| 1 鳥獣の区分と保護管理の考え方 | 7 |
| (1) 希少鳥獣 | 7 |
| (2) 狩猟鳥獣 | 7 |
| (3) 外来鳥獣等 | 7 |
| (4) 指定管理鳥獣 | 7 |
| (5) 一般鳥獣 | 7 |
| 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 8 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 8 |
| (2) 許可に当たっての条件の考え方 | 8 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準 | 8 |
| (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 9 |
| (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 | 9 |
| 2－1 学術研究を目的とする場合 | 9 |
| (1) 学術研究 | 9 |
| (2) 標識調査 | 11 |
| 2－2 鳥獣の保護を目的とする場合 | 11 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 | 11 |
| (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 12 |
| (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 12 |
| 2－3 鳥獣の管理を目的とする場合 | 12 |
| (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 | 12 |
| (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 | 13 |
| 2－4 その他特別の事由の場合 | 20 |
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 20 |
| (2) 愛玩のための飼養の目的 | 20 |
| (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 | 21 |

| | |
|--|----|
| (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 21 |
| (5) (1)から(4)までに掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的 | 22 |
| 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 22 |
| 3-1 捕獲許可した者への指導 | 22 |
| (1) 捕獲物又は採取物の処理等 | 22 |
| (2) 従事者の指導監督 | 23 |
| (3) 危険の予防 | 23 |
| (4) 錯誤捕獲の防止 | 23 |
| 3-2 許可権限の市町村長への委譲 | 23 |
| 3-3 鳥類の飼養登録 | 23 |
| (1) 方針 | 23 |
| (2) 飼養適正化のための指導内容 | 23 |
| 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 24 |
| (1) 許可の考え方 | 24 |
| (2) 許可の条件 | 24 |
| 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | 25 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定 | 25 |
| (1) 方針 | 25 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 25 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 25 |
| 2 猟区設定のための指導 | 26 |
| (1) 方針 | 26 |
| 3 指定猟法禁止区域 | 26 |
| (1) 方針 | 26 |
| 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 27 |
| 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 | 27 |
| 2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針 | 27 |
| 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 | 27 |
| 4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針 | 28 |
| 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | 28 |
| 1 方針 | 28 |
| 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 | 29 |
| (1) 方針 | 29 |
| (2) 鳥獣生息分布調査 | 29 |
| (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 29 |
| (4) 狩猟鳥獣生息調査 | 29 |
| (5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査 | 30 |
| 3 法に基づく諸制度の運用状況調査 | 31 |
| (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 31 |
| (2) 捕獲等情報収集調査 | 31 |
| (3) 制度運用の概況情報 | 31 |
| 4 新たな技術の研究 | 31 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及 | 31 |
| (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及 | 31 |
| (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及 | 31 |
| 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 32 |
| 1 鳥獣行政担当職員 | 32 |
| (1) 方針 | 32 |
| (2) 設置計画 | 32 |
| (3) 研修計画 | 32 |
| 2 鳥獣保護管理員 | 32 |
| (1) 方針 | 32 |
| (2) 設置計画 | 33 |
| (3) 年間活動計画 | 33 |
| (4) 研修計画 | 33 |
| 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置 | 34 |
| (1) 方針 | 34 |
| (2) 研修計画 | 34 |
| (3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策 | 34 |
| (4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成 | 34 |
| 4 鳥獣保護センターの設置 | 34 |
| (1) 方針 | 34 |
| (2) 鳥獣保護管理センター等の施設運営計画 | 34 |
| 5 取締り | 35 |
| (1) 方針 | 35 |
| (2) 年間計画 | 35 |
| 6 必要な財源の確保 | 35 |
| 第九 その他 | 36 |
| 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 36 |
| 2 狩猟の適正管理化 | 36 |
| 3 市街地等に出没する鳥獣への対応 | 36 |
| 4 傷病鳥獣救護への対応 | 37 |
| (1) 方針 | 37 |
| (2) 体制 | 37 |
| (3) 傷病鳥獣の個体処置 | 38 |
| (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発 | 38 |
| (5) 放野 | 38 |
| 5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護 | 38 |
| 6 感染症への対応 | 38 |
| (1) 高病原性鳥インフルエンザ | 38 |
| (2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF) | 39 |
| (3) その他感染症 | 39 |
| 7 普及啓発 | 39 |
| (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等 | 39 |
| (2) 安易な餌付けの防止 | 40 |

| | |
|---------------------|----|
| (3) 猟犬の適切な管理 | 40 |
| (4) 野鳥の森等の整備 | 40 |
| (5) 小中学生等を対象とした普及啓発 | 40 |
| (6) 法令の普及徹底 | 41 |

はじめに

野生鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民が豊かに暮らす上で欠くことのできない役割を果たしている。一方で、ニホンジカやイノシシなど特定の鳥獣による生活環境や農林水産業及び生態系に係る被害の拡大が懸念される状況にある。

そこで、人と野生鳥獣との適切な関係の構築を行いながら生物多様性の保全を図ることを目標とし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条に基づき、国の「鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するための基本的な指針」に即して第13次鳥獣保護管理事業計画を定めるものである。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、第1次鳥獣保護事業計画から第12次鳥獣保護管理事業計画において、指定を進めており、特に森林に生息する鳥獣のための鳥獣保護区については十分な必要量を確保したほか、他の鳥獣保護区についても適正に指定してきた。第13次鳥獣保護管理事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了となる43箇所の更新及び1箇所の区域拡大を検討する。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要のある場合は、速やかに生息調査を行い、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応し、次の指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定にあたっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積は概ね10,000haごとに1箇所を選定し、その面積が300ha以上となるよう努めてきたところであるが、第12次鳥獣保護管理事業計画における目標値（63箇所、18,900ha）に対し、令和3年度末現在の指定状況（53箇所、51,083ha）が目標を大幅に上回っていることから、当面は現状を維持することとする。

なお、本計画期間中に新規指定区域は設けていないが、自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合は計画の見直しを行う。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

- (ア) 天然林
 - (イ) 林相、地形が変化に富む地域
 - (ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
 - (エ) 餌となる動植物が豊富な地域
- 2) 大規模生息地の保護区
- 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。
- 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。
- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
 - イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
 - ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域
- 3) 集団渡来地の保護区
- 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努める。
- 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含める。
- ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域
 - イ かつて渡來した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
- 4) 集団繁殖地の保護区
- 集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努める。
- 指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
- 法第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣であって、環境省によるレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類、Ⅱ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準じる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。
- 6) 生息地回廊の保護区
- 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定するよう努める。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

①総括表

(第1表)

| 区分 | 指定目標 | | 既指定 (A) | | 新規指定 (B) | | 区域拡大 (C) | | 区域縮小 (D) | |
|----------|------|--------|------------|----------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 森林鳥獣生息地 | 53 | 51,083 | 53 | 51,088 (※3) | | | | | | |
| 大規模生息地 | | | | | | | | | | |
| 集団渡来地 | | | 8 | 8,952 | | | | | | |
| 集団繁殖地 | | | 1 | 3,520 | | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | | | 3 | 941 | | | | | | |
| 生息地回廊 | | | | | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | | | 18 | 6,896 | | | 1 | 223 | | |
| 合計 | | | 83 | 71,397 | | | 1 | 223 | | |

| 区分 | 期間満了 (E) | | 解除 (F) | | 計画期間中の 増減(※1) | | 計画期間終了時 (※2) | |
|----------|-------------|--------|-----------|--------|------------------|--------|-----------------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 森林鳥獣生息地 | | | | | | | 53 | 51,088 |
| 大規模生息地 | | | | | | | | |
| 集団渡来地 | | | | | | | 8 | 8,952 |
| 集団繁殖地 | | | | | | | 1 | 3,520 |
| 希少鳥獣生息地 | | | | | | | 3 | 941 |
| 生息地回廊 | | | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | | | | | 223 | 18 | 7,119 | |
| 合計 | | | | | 223 | 83 | 71,620 | |

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※3 面積: 5haの精査による増

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区 | 変更区分 | 指定面積の異動(ha) | | | 変更後の 指定期間 | 変更理由 | 備考 |
|----|----------|---------|------|-------------|----------|------------|--------------------|----------------|------|
| | | | | 異動前 面 積 | 異動 面積 | 異動後 面 積 | | | |
| 4 | 森林鳥獣生息地 | 阿闍羅 | 期間更新 | 2,283 | 0 | 2,283 | R4.11.1～R24.10.31 | | |
| | 〃 | 飯詰 | 〃 | 1,197 | 0 | 1,197 | 〃 | | |
| | 〃 | 権現崎 | 〃 | 673 | 0 | 673 | 〃 | | |
| | 〃 | 小沢 | 〃 | 506 | 0 | 506 | 〃 | | |
| | 〃 | 桑畠山 | 〃 | 2,600 | 0 | 2,600 | 〃 | | |
| | 集団渡来地 | 岩木川 | 〃 | 275 | 0 | 275 | 〃 | | |
| | 〃 | 間木 | 〃 | 250 | 0 | 250 | 〃 | | |
| | 希少鳥獣生息地 | 平滝沼 | 〃 | 500 | 0 | 500 | 〃 | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 今別八幡宮 | 〃 | 2 | 0 | 2 | 〃 | | |
| | 〃 | 金屋 | 〃 | 140 | 0 | 140 | 〃 | | |
| | 〃 | 左組 | 〃 | 1,375 | 0 | 1,375 | 〃 | | |
| 計 | | | 11箇所 | | 9,801 | 0 | 9,801 | | |
| 5 | 森林鳥獣生息地 | 舟岡 | 期間更新 | 624 | 0 | 624 | R5.11.1～R25.10.31 | | |
| | 〃 | 座頭石 | 〃 | 573 | 0 | 573 | 〃 | | |
| | 〃 | 上市川 | 〃 | 453 | 0 | 453 | 〃 | | |
| | 〃 | 市浦 | 〃 | 706 | 0 | 706 | 〃 | | |
| | 〃 | 西赤石山 | 〃 | 1,442 | 0 | 1,442 | 〃 | | |
| | 〃 | 向旗屋 | 〃 | 575 | 0 | 575 | 〃 | | |
| | 〃 | 薬研 | 〃 | 1,132 | 0 | 1,132 | 〃 | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 美山湖 | 区域拡大 | 200 | 223 | 423 | H23.11.1～R13.10.31 | 津軽ダム完成による湖面の拡大 | 名称変更 |
| 計 | | | 8箇所 | | 5,705 | 223 | 5,928 | | |
| 6 | 森林鳥獣生息地 | 大川 | 期間更新 | 765 | 0 | 765 | R6.11.1～R26.10.31 | | |
| | 〃 | 県南 | 〃 | 983 | 0 | 983 | 〃 | | |
| | 〃 | 田子 | 〃 | 750 | 0 | 750 | 〃 | | |
| | 〃 | 十二湖 | 〃 | 1,107 | 0 | 1,107 | 〃 | | |
| | 〃 | 大間 | 〃 | 988 | 0 | 988 | 〃 | | |
| | 集団渡来地 | 平川・浅瀬石川 | 〃 | 865 | 0 | 865 | 〃 | | |
| | 〃 | 蟹田 | 〃 | 410 | 0 | 410 | 〃 | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 葛川 | 〃 | 28 | 0 | 28 | 〃 | | |
| | 〃 | 上北町 | 〃 | 321 | 0 | 321 | 〃 | | |
| | 計 | | | 9箇所 | | 6,217 | 0 | 6,217 | |
| 7 | 森林鳥獣生息地 | 梵珠 | 期間更新 | 601 (※) | 0 | 601 | R7.11.1～R27.10.31 | | |
| | 〃 | 外崎山 | 〃 | 332 | 0 | 332 | 〃 | | |
| | 〃 | 三厩沢 | 〃 | 245 | 0 | 245 | 〃 | | |
| | 〃 | 田茂木 | 〃 | 965 | 0 | 965 | 〃 | | |
| | 〃 | 猿ヶ森 | 〃 | 1,070 | 0 | 1,070 | 〃 | | |
| | 集団渡来地 | 大湊 | 〃 | 4,369 | 0 | 4,369 | 〃 | | |
| | 〃 | 野木和 | 〃 | 315 | 0 | 315 | 〃 | | |
| 計 | | | 7箇所 | | 7,897 | 0 | 7,897 | 〃 | |
| 8 | 森林鳥獣生息地 | 天狗 | 期間更新 | 568 | 0 | 568 | R8.11.1～R28.10.31 | | |
| | 〃 | 百沢 | 〃 | 211 | 0 | 211 | 〃 | | |
| | 〃 | 五戸 | 〃 | 1,505 | 0 | 1,505 | 〃 | | |
| | 〃 | 大利 | 〃 | 416 | 0 | 416 | 〃 | | |
| | 集団渡来地 | 廻堰 | 〃 | 245 | 0 | 245 | 〃 | | |
| | 希少鳥獣生息地 | 田光沼 | 〃 | 211 | 0 | 211 | 〃 | | |
| | 〃 | 岩木川河口 | 〃 | 230 | 0 | 230 | 〃 | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 水木在家 | 〃 | 108 | 0 | 108 | 〃 | | |
| | 〃 | 十美岡 | 〃 | 2,025 | 0 | 2,025 | 〃 | | |
| | 計 | | | 9箇所 | | 5,519 | 0 | 5,519 | |
| 合計 | | | 44箇所 | | 35,139 | 223 | 35,362 | | |

※ 面積:5haの精査による増

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護を図るために必要な地域について特別保護地区の指定を行う。ただし、特別保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整並びに地域住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類及びコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

① 総括表

(第3表)

| 区 分 | 指定目標 | | 既指定 (A) | | 再指定 (B) | | 区域拡大 (C) | | 区域縮小 (D) | |
|----------|------|--------|------------|---------------|------------|-------------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 森林鳥獣生息地 | 27 | 5,109 | 6 | 1,544 (※3) | 2 | 300 (※3) | | | | |
| 大規模生息地 | | | | | | | | | | |
| 集団渡来地 | | | | | | | | | | |
| 集団繁殖地 | | | 1 | 2 | | | | | | |
| 希少鳥獣生息地 | | | | | | | | | | |
| 生息地回廊 | | | | | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | | | 1 | 10 | | | | | | |
| 合 計 | | | 8 | 1,556 | 2 | 300 | | | | |

| 区 分 | 期間満了 (E) | | 解 除 (F) | | 計画期間中の 増減 (※1) | | 計画期間終了時 (※2) | |
|----------|-------------|------------|------------|--------|-------------------|--------|-----------------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 森林鳥獣生息地 | 2 | 300 (※) | | | | | 6 | 1,544 |
| 大規模生息地 | | | | | | | | |
| 集団渡来地 | | | | | | | | |
| 集団繁殖地 | | | | | | | 1 | 2 |
| 希少鳥獣生息地 | | | | | | | | |
| 生息地回廊 | | | | | | | | |
| 身近な鳥獣生息地 | | | | | | | 1 | 10 |
| 合 計 | 2 | 300 | | | | | 8 | 1,556 |

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※3 面積:5haの精査による増

② 特別保護地区指定内訳

(第4表)

| 年 度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | |
|--------|---------------|-------|------------|-----------------------|------------|-----------------------|----------|------|
| | 指定区分 | 鳥獣保護区 | 面積(ha) | 指定期間 | 面積(ha) | 指定期間 | 面積(ha) | 指定期間 |
| 4 | 森林鳥獣生息地 | 権現崎 | 673 | R4.11.1～ R24.10.31 | 99 | R4.11.1～ R24.10.31 | | |
| 7 | 〃 | 梵珠 | 601 (※) | R7.11.1～ R27.10.31 | 201 (※) | R7.11.1～ R27.10.31 | | |
| 合 計 | | 2箇所 | 1,274 | | 300 | | | |

※ 面積:5haの精査による増

3 休猟区の指定

本計画においては、農林業被害や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者登録数の動向などに鑑み、当面、新たな休猟区の指定は行わないものとする。

ただし、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等の結果を評価し、狩猟鳥獣の減少が見られる場合は、計画の見直しを行う。

休猟区を指定する場合は、狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域を指定するものとし、その指定に当たっては、農林水産業の関係者、地域住民等の理解が得られるよう留意するものとする。

なお、休猟区を指定する場合、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域にあっては、第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区の指定に努める。

4 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区の整備は、鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるように、必要に応じて、老朽化した案内板及び標識の更新を行うとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

これまで主要な狩猟鳥獣であるキジの放鳥を行ってきたが、県内のキジ養殖事業者が存在しなくなったことや、遺伝的な攪乱防止及び生物多様性の確保の観点を踏まえ、人工増殖及び放鳥については、当面の間休止する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

県及び国が指定している希少野生鳥獣とし、適切な情報管理の下、生息状況及び生息環境の把握に努め、保護対策の充実を図る。

(2) 狩猟鳥獣

国が定める狩猟鳥獣とし、その生息状況、捕獲状況等の把握に努め、必要に応じ保護管理対策を講じる。

(3) 外来鳥獣等

農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲により被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

国が定める指定管理鳥獣とし、その生息状況の把握に努め、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす場合は適切な管理対策を講じる。

また、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣である一般鳥獣については、生息数の増減、農林水産業への被害の発生状況等を踏まえ、

適切な保護管理対策に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- 次の場合にあっては、許可をしないものとする。
- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
 - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
 - ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であって、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
 - ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
 - ⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲等又は採取等に当たっての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法、猟具の所有等について条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保するため適切な条件を付すものとする。

また、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下の基準を満たす場合に許可する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマ及びカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、これによらないことができる。

- 1) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

2) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、縫付け防止金具を装着したものであること。また、これに加えてイノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、かつ、よりもどしを装着したこと。

3) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯が無く、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定するものとする。

② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い希少鳥獣又は地域個体群に係る捕獲等又は採取等の許可については、慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲又は採取等が必要となる場合には、生息数の調査等を実施の上、適正な捕獲が行われるよう指導する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当分の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な知見から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可については、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出を徹底するよう指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付隨的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また適正な全体計画の下で行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合すること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放棄すべきではないと認められる場合はこの限りではない。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合すること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識

が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報公開に努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあっては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

わな、網又は手捕とする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の処置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために適切かつ合理的な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探ること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

2－3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による国、地方公共団体又は環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に獵法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)であること。

③ 期間

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- 2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- 3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下、「予察」という。)についても許可する。

その捕獲は、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、捕獲の実施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

(第5表)

| 加害鳥獣名 | 農作物 被害等 | 被害発生時期（月） | | | | | | | | | | | | 主な被害 発生地域 | 備 考 |
|--------|---------------------------------|-----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------------|--------|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| カラス類 | 稻、果樹 野菜 | ← | | | | | → | | | | | | | 県内全域 | 生活環境被害 |
| ムクドリ | 果樹 | | | ← | → | | | | | | | | | 三八 | 生活環境被害 |
| ヒヨドリ | 果樹 | | | ← | → | | | | | | | | | 三八 | 生活環境被害 |
| スズメ | 稻、果樹 | ← | → | | | | | | | | | | | 三八、西北 | |
| カモ | 稻 | ← | → | | | | | | | | | | | 中南、三八 西北、上北 | |
| トビ | 航空機 | ← | → | | | | | | | | | | | 東青、上北 | 生活環境被害 |
| ツキノワグマ | 果樹、野菜 飼料作物 | ← | → | | | | | | | | | | | 県内全域 | 人身被害 |
| ニホンザル | 稻、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物 | ← | → | | | | | | | | | | | 東青、中南 西北、下北 | 生活環境被害 |

↔ : 農作物被害 ←→ : 生活環境被害、**人身被害**
 ※下北半島のニホンザルについては、予察捕獲の対象外とする。

2) 予察表に係る方針等

予察捕獲の対象となる種は、強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。予察捕獲を実施するに当たっては、予察表に基づき、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ行うものとする。

また、予察表は、科学的な知見に基づき、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処するものとする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林作物等に被害を与え、若しくは生活環境若しくは生態系に影響を及ぼし、又はそれらのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第6表)

| 対象鳥獣名 | 年 度 | 防除方法の検討、個体数管理の実施等 |
|----------------------------------|---------------------|--|
| ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ | 令和4年度 ～ 令和8年度 | 鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び被害の防止の目的での捕獲等の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、必要に応じて管理計画の策定及び見直しを行い、研究者、市町村及び狩猟者団体等の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。 |

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

ア 被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する。その捕獲は、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

イ 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。また、生息数の少ない鳥獣の鳥獣保護区等生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

ウ 被害が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的に捕獲する。

エ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与するベスト等を装着させる。また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処する。なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の設置等を行うよう指導する。

オ 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導する。

カ 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、

捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせる。また、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るために必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求める。

キ 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により法第36条に規定する危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

ク 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

ケ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な捕獲を図る。

2) 許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者

(ウ) 環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）

(エ) 被害等を受けた者

(オ) 被害等を受けた者から依頼された者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、次の全てに該当する者とする。

(ア) 被害市町村に住所を有する者、ただし、被害市町村に適任者がいない場合は、隣接する市町村に住所を有する者。

(イ) 被害の防止の目的での捕獲を実施した経験者を構成員とする団体（以下「狩猟者団体」という。）の長から推薦された者であること。

(ウ) 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）で、規則第67条第2項に規定する損害賠償能力を備えている者。

(エ) 網猟、わな猟の猟具を使用して捕獲する場合は（カラス類を捕獲する場合を除く。）、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。

a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

- (a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
- (b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- b 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- d 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人に対する許可であって、以下の(a)～(d)の条件をすべて満たす場合
 - (a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - (b) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - (c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - (d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- (e) 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が、捕獲檻を使用してカラスを捕獲する場合の捕獲従事者は、(ア)から(ウ)までにかかわらず、県が実施する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する講習会を受講した者及び同講習会に準じた技能及び知識について、県の指導を受けた職員とする。

ウ 鳥獣の種類・数

現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を生じさせている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）とする。

エ 捕獲期間

- (ア) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。
ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。
- (イ) 繁殖期など、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるように考慮すること。
- (ウ) 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。

オ 捕獲実施区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

カ 捕獲方法

(ア) 網猟、わな猟の猟具等を使用してカラス類を捕獲する場合にあっては、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等を殺傷し、又は損傷するおそれがない方法とすること。

(イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獸についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(ウ) 収穫前の野菜及び果物の被害防止に係る被害の防止の目的での捕獲を実施する場合において、スチール弾の使用を申請しようとするときは、あらかじめ申請者従事者間でスチール弾使用について十分に協議させる。

キ 鳥獣の種類別許可基準等

(第7表)

| 許可権者 | 鳥獣名 | 方 法 | 期 間 | 頭(羽) 数 | 許可対象者 | 留意事項 |
|------|--------------------|--------------------|-------------------|---------|------------------|-------------------|
| 市町村長 | ニホンジカ | 銃器もしくはわな | 1年以内の必要最小限 | その都度定める | (2)(4)2)アに該当するもの | ベスト等装着わなについては標識設置 |
| | イノシシ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | アライグマ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | ハクビシン | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | カラス類 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | カワウ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | ニホンザル (下北地域除く。) | 〃 | 1ヶ月以内の必要最小限 ※2 | 必要最小限 | 〃 | 〃 |
| | 上記以外の市町村長許可権限鳥獣※1 | 〃 | 1ヶ月以内の必要最小限 ※3 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 知 事 | 市町村長許可権限鳥獣以外 | 最も効果のある、かつ安全性の高い方法 | 必要最小限 | その都度定める | 〃 | 〃 |

※1：市町村長許可権限鳥獣：狩猟鳥獣（ツキノワグマなど）及びダイサギ、トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月青森県条例第54号）第10条）

※2：各市町村策定の鳥獣被害防止計画の対象鳥獣としている場合の「期間」は、1年以内の必要最小限

※3：各市町村策定の鳥獣被害防止計画の対象鳥獣としている場合の「期間」は、2ヶ月以内の必要最小限

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために、県は、関係機関と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、特に、関係市町村に対しては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第8表)

| 対象鳥獣名 | 対象地域 |
|---|---------|
| ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス類、カワウ、ニホンザル、その他必要な種 | 被害発生市町村 |

3) 指導事項の概要

ア 被害の防止の目的での捕獲は、班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者等で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。

イ 班には、班を代表し、編成員を統括する代表者（班長、副班長）を置くこと。

ウ 班は、狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等を定めておくこと。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

6ヶ月以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている獵法は、認めない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は原則として認めない。ただし、特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対して自然とふれあう機会を

設ける必要がある等）があると認められる場合はこの限りではない。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討する。

① 許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。

③ 期間

繁殖期間中は認めない。

④ 区域

原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、対象放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、今まで継続的に実施してきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は、放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30日以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている獵法は、認めない。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、野生鳥獣の鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設し、山野に放置しないよう指導する。豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、ツキノワグマについては、違法に輸入された又は国内で密猟された個体の流通を防止するため、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で違法に捕獲された個体である事を明確にさせる。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指導監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

3－2 許可権限の市町村長への委譲

本県においては、昭和56年から被害の防止の目的での捕獲許可について、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対して迅速に対処するため、市町村長へ権限を移譲している。今後も、引き続き市町村の協力を得ながら、鳥獣の保護及び管理の観点から指導、助言等を行っていく。

3－3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図る。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発。
- ② 県職員、市町村職員及び鳥獣保護管理員による巡回指導。
- ③ 次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。
 - 1) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - 2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢、虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - 3) 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行う。
 - 4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者

から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

3－4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域を指定している。第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、指定期間が満了する区域を再指定するとともに区域拡大や新規地区の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第9表)

| 危険を予防するための区域 | 既指定(A) | | 新規指定(B) | | 区域拡大(C) | | 区域縮小(D) | | 期間満了(E) | |
|--------------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 銃 猟 | 64 | 26,881 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| わな 猟 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 64 | 26,881 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 危険を予防するための区域 | 計画期間中の増減(※1) | | 計画期間終了時(※2) | |
|--------------|--------------|--------|-------------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 銃 猟 | 0 | 0 | 64 | 26,881 |
| わな 猟 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 64 | 26,881 |

※ 1 箇所: (B)-(E)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)

※ 2 箇所: (A)+(B)-(E)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

| 銃 猟 に 伴 う 危 險 を 予 防 す る た め の 区 域 | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|--------------|----------|-----------------------|-----|
| 年度 | 特定猟具使用禁止区域指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称 | 指定面積(ha) | 指定期間 | 備考 |
| 4 | 黒石市 | 浅瀬石川(銃) | 17 | R4.11.1～ R14.10.31 | 再指定 |
| | 八戸市 | 八戸港(銃) | 725 | | |
| | 八戸市 | 松館(銃) | 598 | | |
| | 三戸郡三戸町 | 三戸(銃) | 147 | | |
| | 三戸郡階上町 | 蒼前(銃) | 630 | | |
| | 北津軽郡中泊町 | 大沢内(銃) | 15 | | |
| | 三沢市 | 三沢(銃) | 1,096 | | |
| | 上北郡七戸町 | 鍛冶林(銃) | 276 | | |
| | 上北郡七戸町 | 荒熊内(銃) | 82 | | |
| | 上北郡六戸町 | 六戸(銃) | 567 | | |
| | 上北郡おいらせ町 | 百石(銃) | 188 | | |
| | 上北郡おいらせ町 | 後谷地(銃) | 440 | | |
| むつ市 | | 高橋川(銃) | 43 | | |
| 計 | | | 13箇所 | 4,824 | |

| 銃猟に伴う危険を予防するための区域 | | | | | |
|-------------------|-----------------|--------------|----------|---------------------------|-----|
| 年度 | 特定猟具使用禁止区域指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称 | 指定面積(ha) | 指定期間 | 備考 |
| 5 | 十和田市 | 大沢田（銃） | 104 | R5. 11. 1～ R15. 10. 31 | 再指定 |
| | 計 | 1箇所 | 104 | | |
| 6 | 十和田市 | 大不動（銃） | 257 | R6. 11. 1～ R16. 10. 31 | 再指定 |
| | 十和田市 | 里ノ沢（銃） | 384 | | |
| | 上北郡七戸町 | 大池（銃） | 253 | | |
| | 計 | 3箇所 | 894 | | |
| 7 | 八戸市 | 櫛引（銃） | 170 | R7. 11. 1～ R17. 10. 31 | 再指定 |
| | 上北郡七戸町 | 尾山頭（銃） | 298 | | |
| | 計 | 2箇所 | 468 | | |
| 8 | 十和田市 | 松陽（銃） | 380 | R8. 11. 1～ R18. 10. 31 | 再指定 |
| | 三沢市 | 三沢南部（銃） | 1, 184 | | |
| | むつ市 | 田名部（銃） | 605 | | |
| | 計 | 3箇所 | 2, 169 | | |
| | 合 計 | 22箇所 | 8, 459 | | |

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合、狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討する。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

指定猟法禁止区域指定箇所

(第11表)

| 名 称 | 区 分 | 指定猟法禁止区域所在地 | 指定面積(ha) | 指定期間 |
|------|---------|--------------|----------|------|
| 小川原湖 | 鉛散弾規制区域 | 三沢市、東北町、六ヶ所村 | 6, 628 | 永 久 |

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に係る方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣について作成する。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特徴を踏まえた個体群管理、生息環境管理等の事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画として作成する。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪(かく)乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣について作成する。

下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）」を作成する。

なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害対策に努める。

(第12表)

| 計画作成年度 | 対象鳥獣 | 計画作成の目的 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|--------|------------|--|----------------------|----------|-----|
| 令和3年度 | 下北半島のニホンザル | 地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図る。 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日 | むつ市及び下北郡 | 第3次 |
| 令和3年度 | ニホンジカ | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日 | 県全域 | 第2次 |
| 令和4年度 | イノシシ | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 令和4年11月1日～令和9年3月31日 | 県全域 | 第1次 |
| 令和7年度 | ツキノワグマ | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 令和7年11月1日～令和14年3月31日 | 県全域 | 第1次 |

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を年度ごとの実施計画として作成する。

(第13表)

| 対象鳥獣 | 計画作成年度 | 計画作成の目的 | 計画の期間 | 対象区域 | 備考 |
|------------|----------------------|---|------------------------------|------------|-----|
| 下北半島のニホンザル | 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度 | 地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。 | 各市町村が作成するニホンザル管理事業実施計画で定める期間 | むつ市及び下北郡 | 第3次 |
| ニホンジカ | 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度 | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間 | 実施計画で定める地域 | 第2次 |
| イノシシ | 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度 | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間 | 実施計画で定める地域 | 第1次 |
| ツキノワグマ | 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の各年度 | 指定管理鳥獣の適正な管理を図る。 | 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める期間 | 実施計画で定める地域 | 第1次 |

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護及び管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザル等の生息調査等を関係機関の研究者等の協力を得て実施する。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護管理対策を実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣であって、保護及び管理を図る上で特に重要な鳥獣については、捕獲報告、聞き取り調査及び各種情報提供・既存資料を活用し、分布状況の把握に努める。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態状況を全国的な一斉調査に併せて調査する。

また、必要がある場合は、渡り鳥の生息上重要な湿地（湖沼、海岸等）については、9月から翌年5月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査する。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

② 調査計画

(第14表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査内容・調査方法 |
|--------|-------------|------------------|
| 県内の渡来地 | 令和4年度～令和8年度 | 生息状況調査 生息環境調査 |

(4) 狩猟鳥獣生息調査

① 調査の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、キジ及びヤマドリについて、その生息状況や生息環境等について調査し、適切な狩猟対策の確立を図る。

指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについては、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

② 調査計画

(第15表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容・調査方法 |
|------------------------------|-------------|---|
| ツキノワグマ、ニホンジカ イノシシ、キジ、ヤマドリ | 令和4年度～令和8年度 | 狩猟による捕獲位置情報、 捕獲個体の性別、捕獲年月 日等の捕獲情報を重点的に 収集し、解析する。 |

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

(第16表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容・調査方法 |
|---------------|--------------------|---|
| 下北半島のニホンザル | 令和4年度～令和8年度 | 捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査 |
| ニホンジカ | 令和4年度～令和8年度 | 捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査 |
| イノシシ | 令和4年度～令和8年度 | 捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査 |
| <u>ツキノワグマ</u> | <u>令和4年度～令和8年度</u> | <u>捕獲等情報調査</u> <u>個体数推定</u> <u>被害状況調査</u> |

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）において、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に指定管理鳥獣については、収集した捕獲の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推計等を行い、生息状況や指定管理鳥獣捕獲等事業の効果を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の策定や変更に生かすとともに、国へ提供することとする。

4 新たな技術の研究・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及

下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術の開発を進め、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

専門的知見を有する人材を活用し、鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護管理事業を適正に実施する。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図る。

(2) 設置計画

(第17表)

| 区分 | 現況 | | | 計画終了時 | | | 備考 |
|--------------------------------|----|----|---|-------|----|---|---|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| 本庁 <u>環境エネルギー部</u> 自然保護課 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 企画立案、 <u>農林水産事務所</u> 及び関係団体の指導、各種調査の実施等 |
| うち専門的知見を有する職員 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| <u>各農林水産事務所</u> | | | | | | | 狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等 |
| 東青 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| 中南 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| 三八 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| 西北 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| 上北 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| 下北 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | |
| うち専門的知見を有する職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |

(3) 研修計画

(第18表)

| 研修名 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 |
|--------|----|-----|------|----|-----|----------------------------|
| 野生生物研修 | 国 | 12月 | 1回 | 全国 | 2名 | 鳥獣の保護及び管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護管理等 |
| 担当職員研修 | 県 | 5月 | 1回 | 全県 | 10名 | 鳥獣保護管理行政、農林被害対策と鳥獣の保護管理等 |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘案して配置し、鳥獣保護管理事業の効果的な運営に資するものとする。

(2) 設置計画

(第19表)

| 基準配置人数 (A) | 令和3年度末 | | 年度計画 | | | | | | | | |
|---------------|-----------|-----------------|------|----|----|----|----|----------|-----------------|----|-----|
| | 人数 (B) | 充足率(%) (B/A) | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 計 (C) | 充足率(%) (C/A) | | |
| 56 | 56 | 100 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | 100 |

(3) 年間活動計画

(第20表)

| 活動内容 | 実施期間(月) | | | | | | | | | | | | 備考 |
|----------------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-----------------------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 鳥獣保護管理事業の実施に関する事務の補助 | ← | | | | | | | | | | | → | 1人当たりの勤務日数は、年間30日とする。 |
| 鳥獣保護区、休獵区、店舗等立入検査 | ← | | | | | | | | | | | → | |
| 狩獵関係法令の違反防止指導及び普及 | | | | | | | | ← | → | | | | |

(4) 研修計画

(第21表)

| 研修名 | 主催 | 時期 | 回数/年 | 規模 | 人数 | 目的・内容 |
|-----------|------|----|------|---------|-----|--|
| 鳥獣保護管理員研修 | 出先機関 | 4月 | 1回 | 農林水産事務所 | 56名 | 鳥獣保護管理事業を適正に運営するため、鳥獣保護管理員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の普及方法 ③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲に関すること ⑤指導取締り |

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

被害の防止の目的での捕獲及び鳥獣の数の調整の目的での捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣の保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握、個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努める。

(2) 研修計画

(第22表)

| 研修名 | 主催 | 時 期 | 規 模 | 人 数 | 目的・内 容 |
|----------|----|--------|-----|-------|---|
| 大型獣捕獲研修会 | 県 | 10～12月 | 全県 | 20名程度 | 県内で増加傾向にあるニホンジカ及びイノシシなどの大型獣を捕獲できる狩猟者を育成するため、以下の研修を行う。 ①知識研修 ②射撃演習 ③狩猟・解体技能講習 |

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保の方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

認定鳥獣捕獲等事業者は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の管理に携わることにより、地域の鳥獣管理の担い手として期待されることから、認定鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図るとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

4 鳥獣保護センターの設置

(1) 方針

傷病鳥獣等の保護収容等を行うため、昭和60年度に青森県鳥獣保護センターを設置しており、引き続き当該施設を適正に管理する。

(2) 鳥獣保護センターの施設運営計画

(第23表)

| 名 称 | 所 在 地 | 面 積 | 施設の概要 |
|-------------|-------|---------------------|----------------------|
| 青森県鳥獣保護センター | 平内町 | 2,835m ² | 管理及び救護舎1棟 放飼場、遊水池 |

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、各農林水産事務所職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力に努める。

(2) 年間計画

(第24表)

| 事業内容 | 実施期間（月） | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 鳥獣の違法捕獲 | ← | | | | | | | | | | | → |
| 飼養、販売の違反 | ← | | | | | | | | | | | → |
| 期間外狩猟 | ← | | | | | | → | | | | | ↔ |
| 狩猟日出前、日没後の狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲 | | | | | | | | ← | → | | | |
| 制限区域の狩猟、登録証の不携帯 | | | | | | | | ← | → | | | |

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源としての狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、事業実施に必要な財源の確保に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が依然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画策定に基づく適切な目標設定の下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総合的に実施していく必要がある。

また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあづれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための里山等の環境管理、出没の可能性を検知するためのICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間等、狩猟に係る法律に準じて指導、管理を実施し、狩猟者自身の安全のみならず、狩猟する地域における違反、事故の防止に努める。

3 市街地等に出没する鳥獣への対応

ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ等の中・大型獸が出没した場合について、迅速かつ円滑に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化し、対応方針を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連携を強化する。

特に人の生活圏にツキノワグマ及びイノシシが出没した場合には、地域住民等の安全確保の下で緊急銃猟の実施が可能となつたが、実施に当たっては、市町村、県、警察、狩猟者団体等が緊密に連携し対応する。

また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。

特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信するほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注意報又は警報を発表し、注意喚起する。

加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し情報共有を図り、人的及び農産物被害防止に取り組む。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

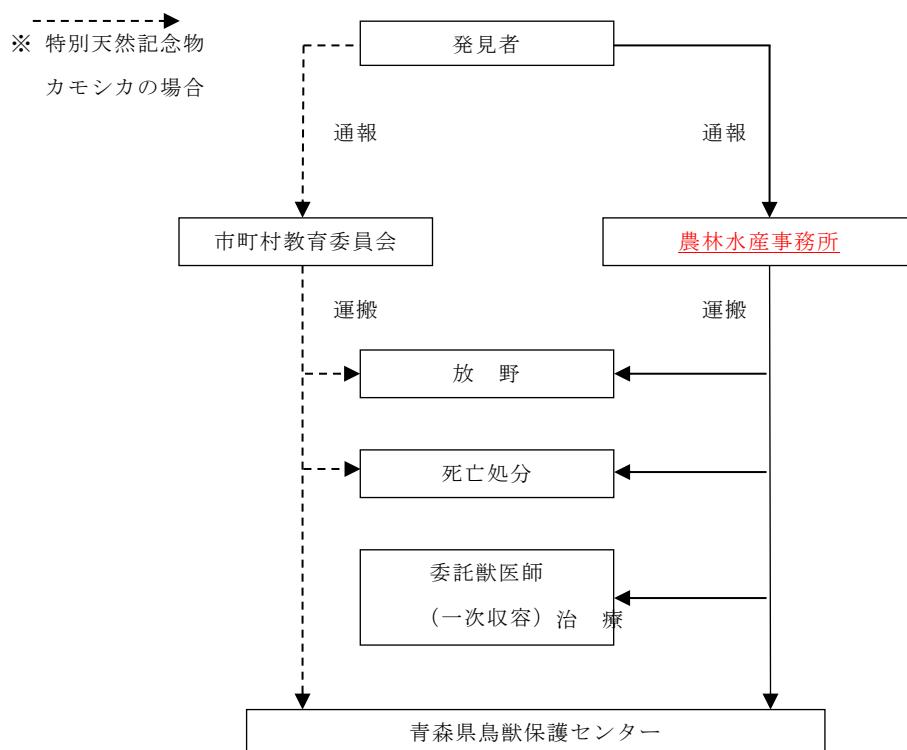
傷病鳥獣の救護については、生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するものとし、鳥獣保護センターを中心に、市町村、獣医師等と連携しながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を図る。

なお、次に掲げる鳥獣は原則として救護の対象としないこととし、県民に対し周知徹底を図る。

- ① 雛及び出生直後の幼獣
- ② 農林水産業及び生活環境に被害を与えていたる鳥獣として野生復帰させることが被害の原因となるおそれのある鳥獣
- ③ 特定外来生物に指定された鳥獣
- ④ 狩猟及び被害の防止の目的での捕獲許可に基づき負傷した鳥獣
- ⑤ 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣

(2) 体制

傷病鳥獣救護フローチャート



(3) 傷病鳥獣の個体の処置

生物多様性の保全の観点から、放野が可能な個体については、治療等及び放野を行う。放野が不可能又は放野をすることが適当でない個体については、治療、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策・普及啓発

収容個体は、必要に応じて野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の有無を把握する。

仮に、感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、二次感染の防止に留意する。また、家畜伝染病が疑われる際は、県家畜保健衛生所と調整し、適切に対応する。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者等に対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は、傷病が治癒していること等対象個体の状態を確認した上で、発見救護された場所又は遺伝的攪乱を及ぼすことのないような場所を選定し実施する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに關係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、一般県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル（青森県）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや接し方等について、住民への情報提供や普及啓発を適切に実施する。

(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、本県での発生はないものの全国的に野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、関係部局と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、市町村、関係団体等と連携しながら捕獲強化等を推進する。なお、捕獲を実施するに当たっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、関係部局と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じができるよう、侵入確認時に必要な体制整備に努める。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護及び管理の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会、講演会等の普及啓発を目的とした事業を実施する。

② 事業の年間計画

(第25表)

| 事業内容 | 実施期間（月） | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 各種保護活動の支援・広報等 | ← | → | | | | | | | | | | |
| 野鳥観察会等の開催 | ← | → | | | | | | | | | | |
| 愛鳥ポスター作品コンクール | ← | → | | | | | | | | | | |
| 環境省野生生物保護功労者の表彰 | ↔ | | | | | | | ← | → | | | |
| 環境省自然環境功労者の表彰 | ↔ | | | | | | | ← | → | | | |

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。
- ③ 生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理

獵犬による事故防止を図るため、獵犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど獵犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

鳥獣保護思想の普及啓発のため平成4年に梵珠野鳥の森（県立自然ふれあいセンター）を整備しており、引き続き適正に管理する。

(第26表)

| 名 称 | 所在地 | 面 積 | 施設の概要 |
|---------------------------|-----|-------|--------------------------|
| 梵珠山野鳥の森 (県立自然ふれあいセンター) | 青森市 | 196ha | センター1棟 駐車場 森林194ha |

(5) 小中学生等を対象とした普及啓発

県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

- ① 愛鳥ポスター作品コンクールへの積極的な参加がなされるよう誘導する。
- ② 鳥獣保護思想や自然保护思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。
- ③ 環境保全活動など取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

(6) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲規制、鳥獣の飼養許可等特に一般県民に関係のある事項について、広報誌、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知及び販売店等の立入調査を行う。

② 年間計画

(第27表)

| 重点項目 | 実施期間（月） | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 鳥獣の捕獲規制 | ← | → | | | | | | | | | | |
| 鳥獣の飼養許可 | ← | → | | | | | | | | | | |